

(仮称)遊佐洋上風力発電事業 環境影響評価方法書  
に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

環境影響の評価については、影響の有無と、対策の必要性の有無とを整理・区別して考え、可能性のある環境影響を見落とさないこと。

(2) 事業計画について

- ① 風力発電施設を設置することによる砂浜への影響について、砂の移動には時間の因子がかかることから、時間軸を考慮し、長期的スパンによる影響を前提に調査や予測及び評価し、事業期間中は海岸の汀線についてモニタリング調査を行うこと。
- ② 対象事業実施区域において石油やガスの埋蔵の可能性を想定したうえで、調査や予測及び評価を行うこと。  
また、工事に伴う地下水への影響について、調査や予測及び評価を行うこと。
- ③ 風力発電施設の出力・規模が増大されたことに伴う事業計画に相応した調査や予測及び評価を行うこと。
- ④ 方法書段階で風力発電施設の出力・規模が増大されたことに伴い、予測評価の結果が異なってくる項目で、配慮書の掲載内容をそのまま転記しているものは、準備書では適切に見直すこと。

2 個別事項

(1) 動物、植物について

- ① 対象事業実施区域周辺では渡り鳥が夜間にも移動しているため、夜間の調査を行うこと。  
また、鳥類調査へのソングメーターの使用について、最初から排除するのではなく、必要に応じて柔軟に検討すること。
- ② 動植物のリストについて、科名又は属名までで留めている記述は、可能な限り種名まで記載し、適切なアセス図書を作成すること。
- ③ 動植物の調査について、日本海側の実態にそぐわないデータが見られることから、精査のうえ修正すること。
- ④ 魚類の調査に係る漁具・漁法について、専門家や漁業関係者の意見を踏まえ適切に実施すること。  
また、風力発電施設の設置前後の海水温について、モニタリング調査を実施すること。

- ⑤ 水中騒音の測定調査方法について、海洋音響学会から発行された「海中音の計測手法・評価手法のガイダンス」も参考にされたい。

### (3) 景観について

- ① 景観の調査地点について、西浜海水浴場及び比子海岸を加えるほか、一般意見を参考に追加の検討を行うこと。
- ② フォトモンタージュについて、風力発電施設の大きさや配置、色、時間や気候など条件を変えて複数のパターンで作成し、具体的なイメージを提示のうえ、景観への影響を評価すること。
- ③ 景観における評価結果の記述について、風車の見えの大きさ（垂直視野角）及び見え方との関係を、論理的に整合させること。
- ④ 景観の評価で参照している資料は「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成 25 年 3 月・環境省）」で使用されている送電鉄塔の場合のものであることから、洋上における風力発電施設の評価方法を検討すること。